

令和4年5月2日

**「埼玉県住生活基本計画」「埼玉県高齢者居住安定確保計画」
「埼玉県賃貸住宅供給促進計画」の計画書をデジタルブック
で公開します。**

埼玉県では令和3年度に、住生活基本法に基づく「埼玉県住生活基本計画」、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく「埼玉県高齢者居住安定確保計画」及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく「埼玉県賃貸住宅供給促進計画」を策定しました。

この度、上記計画書についてデジタルブックで公開します。

また、計画の策定に当たり実施した県民コメントの結果について公表します。

1 計画の概要

(1) 趣旨

今後、人口・世帯数減少や家族類型の変化など、住まいの大きな転換期を迎えます。加えてコロナ禍を踏まえた新たな日常や脱炭素社会の実現に向けた社会活動など住生活を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

こうした住宅を取り巻く社会環境の変化などに対応し、住宅施策を総合的に推進するため「埼玉県住生活基本計画」の見直しを行いました。

また、住生活基本計画の見直しに併せ、「埼玉県高齢者居住安定確保計画」及び「埼玉県賃貸住宅供給促進計画」を見直し、これら3計画を取りまとめ、住宅政策の総合的な計画としています。

(2) 目標

「埼玉県住生活基本計画」

- ・目標 1) DX の進展や「新たな日常」等に対応した新しい住まい方の実現
- ・目標 2) 災害に強いまちづくり
- ・目標 3) 子育てしやすい住まいの普及
- ・目標 4) 多様な世代が支え合い、高齢者も健康で安心して暮らせるまちづくり
- ・目標 5) 誰もが安心して暮らせるセーフティネットの整備
- ・目標 6) 脱炭素社会に向けた良質な住宅の普及と流通の促進
- ・目標 7) 空き家やマンションの適切な管理
- ・目標 8) 居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展

「埼玉県高齢者居住安定確保計画」

- ・目標 1) 在宅で高齢者が暮らし続けられるようにします
- ・目標 2) 高齢者の多様な住まいの供給を進めます
- ・目標 3) 高齢者のニーズに応じた住み替えができるようにします

「埼玉県賃貸住宅供給促進計画」

- ・目標) 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給の促進

2 計画期間

令和3年度～令和12年度まで（10年間）

3 県民コメントの結果

(1) 意見募集期間

令和3年10月18日（月）～令和3年11月17日（水）

(2) 意見の提出者数及び提出件数

1団体から8件

(3) 意見の反映状況

- ・意見を反映し、案を修正したもの 1件
- ・案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの 7件

4 計画及び県民コメント結果の資料の入手方法

(1) 埼玉県住宅課のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1107/kurashi/jutaku/kekaku/sekatsu/>

(2) 次の窓口でご覧いただけます。

- ・埼玉県都市整備部住宅課（第二庁舎1階）Tel 048-830-5571
- ・埼玉県県政情報センター（衛生会館1階）Tel 048-830-2543
- ・埼玉県の各地域振興センター・事務所

南 部 Tel 048-256-1110 南 西 部 Tel 048-451-1110

東 部 Tel 048-737-1110 県 央 Tel 048-777-1110

川 越 比 企 Tel 049-244-1110 西 部 Tel 04-2993-1110

利 根 Tel 048-555-1110 北 部 Tel 048-524-1110

秩 父 Tel 0494-24-1110 東松山事務所 Tel 0493-24-1110

本庄事務所 Tel 0495-24-1110

- ・埼玉県建築安全センター

川 越 Tel 049-243-2102 東松山駐在 Tel 0493-22-4340

熊 谷 Tel 048-533-8776 秩父駐在 Tel 0494-22-3777

越 谷 Tel 048-964-5294 杉戸駐在 Tel 0480-34-2385

5 問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県都市整備部住宅課 企画担当

TEL 048-830-5571（直通）

FAX 048-830-4888

E-mail a5550-07@pref.saitama.lg.jp